

政策企画室東京都内勤務職員公舎貸与要綱

(平成 18 年 3 月 31 日制定)

この要綱は、大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和 31 年大阪市規則第 41 号、以下「施行規則」という。）第 9 条の規定に基づき、政策企画室東京都内勤務職員公舎（以下「公舎」という。）の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- 1 公舎に入居する者は、東京都内に勤務を命じられた本市職員で市長が必要と認めた者とする。
- 2 前項の規定により公舎に居住する者は、「公舎入居届及び使用誓約書」（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 この要綱の施行について必要な事項は、所属長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

公舎入居届及び使用誓約書

(元号) 年 月 日

大阪市長 様

所 属

職員番号

氏 名

私は、次のとおり政策企画室東京都内勤務職員公舎に入居しましたので、お届けします。
今後は、大阪市公舎貸与条例、同施行規則、政策企画室東京都内勤務職員公舎貸与要綱
その他諸規程を遵守して居住することを誓約いたします。

記

1 公舎名称 公舎

2 所在地

3 入居日 (元号) 年 月 日

4 同居者

続柄	氏名	生年月日	職業	備考